

介護予防・日常生活支援総合事業の単位改正について
(基準緩和型通所サービスの加算についての補足)

(秦野市基準緩和型通所サービス(独自/定率)サービスコード表【A7】)

算定項目	新型コロナウイルス感染症対応加算 (令和3年9月30日までの上乗せ(I)~(III))
単位数	1~3単位

介護報酬や予防給付で設定されている0.1%の上乗せと同様のものですが、A7においては加算率の設定ができないため、上乗せ分に当たる1~3単位を設定しています。どの単位を選択するかは、次のとおりとします。

【基本報酬の単位数に対する上乗せ単位数について】

- ① ~ 1,499単位 → 1単位(※)
- ② 1,500単位 ~ 2,499単位 → 2単位
- ③ 2,500単位 ~ → 3単位

※ 基本報酬の単位数に0.1%を乗じて四捨五入した結果が0になる場合は、上乗せ単位数は1単位となります。